

「札幌市動物愛護管理推進計画（案）」 について意見を募集します

札幌市では、札幌市動物愛護管理行政の基本的な考え方を示した「札幌市動物愛護管理基本構想」に基づく実施計画として数値目標や具体的な施策を示す「札幌市動物愛護管理推進計画（案）」を作成しました。

本推進計画（案）に対する皆様からのご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を参考に、推進計画を策定し、ご意見の概要やそれらに対する札幌市の考え方とあわせて、平成30年4月頃にホームページなどで公表いたします。

【意見募集期間】

平成30年2月5日（月）から平成30年3月6日（火）【必着】

【提出方法】

「ご意見記入用紙」、または、これに準じた様式にご意見を記載の上、下記の提出先へ持参、郵送、ファックス、電子メールにより提出してください。

直接お持ちいただく場合の受付時間は、平日の8時45分～17時15分となります。

また、電子メールによる場合は、ウイルス感染を避けるため、ファイルの添付はせず、件名に「札幌市動物愛護管理推進計画（案）に対する意見」と記載し、メールの本文にお名前・ご住所とともに、ご意見を記載し送付してください。

※ 電話や口頭によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。

※ ご意見の提出に当たっては、お名前・ご住所をご記入ください。

（ご意見などの概要を公表する際には、お名前・ご住所は公開しません。）

※ ご意見への個別の回答はいたしませんが、同じ趣旨のご意見をとりまとめて公表する予定です。

【提出先・お問い合わせ先】

札幌市動物管理センター

住所：〒063-0869 札幌市西区八軒9条東5丁目1-31

電話：011-736-6134 FAX：011-736-6137

電子メール：inuneko@city.sapporo.jp

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/inuneko/>

(裏面)

札幌市動物愛護管理推進計画（案）に 対するご意見記入用紙

| | |
|--------------------------------------|--|
| お名前 〔法人又は団体の場合は、 その名称及び代表者の氏名〕 | |
| ご住所 〔法人又は団体の場合は、 主たる事務所の所在地〕 | |

ご意見（※ どの項目へのご意見か、わかるようにお書きください。）

※記入欄が不足する場合は、任意の別紙にご記入ください。

※お名前・ご住所等は集計以外の目的に用いることはありません。札幌市個人情報保護条例の規定に従って、適正に取り扱います。

【提出先・お問い合わせ先】

札幌市動物管理センター

住所：〒063-0869 札幌市西区八軒9条東5丁目1-31

電話：011-736-6134 FAX：011-736-6137

電子メール：inuneko@city.sapporo.jp

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/inuneko/>

札幌市が決定する政策案についての意見募集（「パブリックコメント」といいます。）についてアンケートを行っておりますので、よろしければ御協力をお願いいたします。

Q 1 今回のパブリックコメントの資料の分かりやすさはいかがでしたか？（該当する番号に○を付けてください。）

- 1 とても分かりやすい
- 2 分かりやすい
- 3 ふつう
- 4 少し分かりづらい
- 5 分かりづらい

Q 2 Q 1で4又は5と回答した方は、理由を記入してください。

Q 3 今回のパブリックコメントの資料をどこで入手しましたか？（該当する番号に○を付けてください。）

- 1 今回のパブリックコメントの担当課（保健福祉局保健所動物管理センター）
- 2 市政刊行物コーナー（札幌市役所2階 総務局行政部行政情報課）
- 3 区役所（各区市民部総務企画課広聴係）
- 4 その他（ ）

Q 4 パブリックコメントの資料の配布・閲覧場所として望ましいと思う所があれば、記入してください。

Q 5 今回、このパブリックコメントが実施されていることをどのように知りましたか？（該当する番号に○を付けてください。複数回答可）

- 1 札幌市の公式ホームページを見た。
- 2 新聞、テレビ、ラジオ等の報道で知った。
- 3 家族、知人等から聞いた。
- 4 配布されているパブリックコメントの資料が目に留まった。
- 5 その他（ ）

Q 6 以前、札幌市が行う他のパブリックコメントで御意見を寄せていただいたことがありますか？（該当する番号に○を付けてください。）

- 1 ある
- 2 ない

Q 7 その他、パブリックコメントについて御意見がございましたら、記入してください。

札幌市

動物愛護管理推進計画（案） （概要版）



SAPP_U RO

第1章 計画策定にあたって

計画策定の主旨

札幌市における今後の動物愛護管理に係る基本的な考え方や方向性を示した「札幌市動物愛護管理基本構想（平成27年策定）」に基づく実施計画として、具体的な数値目標と施策、施設の機能強化について策定

計画の期間 2018年度～2027年度（10年間）

第2・3章 札幌市における動物愛護管理の現状と課題

| 現 状 | 課 題 |
|---|--|
| <h3>1 動物の愛護</h3> <ul style="list-style-type: none">○相談者の動物に対する理解の不足から生じる苦情がある○動物の虐待や遺棄に対する対応方法が市民に十分に知られていない○子どもに対する動物愛護教育はその内容が出前講座や見学にとどまっている | <ul style="list-style-type: none">○飼い主以外の方を含めた啓発活動による市民全体の動物に対する知識向上が必要○動物の虐待や遺棄に対する、市民の対応方法の整理と周知が必要○動物とのふれあい等を含む、体験型の学習機会の提供が必要 |
| <h3>2 動物の管理</h3> <ul style="list-style-type: none">○飼い主からの犬猫引取り数が多い○動物取扱業者が多く、販売方法や展示方法に関する苦情相談がある○動物取扱責任者研修は、年に一回、全業種同一の内容で実施している○特定動物の飼養頭数が多く、動物園施設に集中しているものの、個人飼養も多い○公共の場所で、散歩中の犬による咬傷事故が多い○無登録犬が多数あり、狂犬病予防注射の実施率も7割程度○犬の鳴き声、不衛生、放し飼いについての苦情相談が多い | <ul style="list-style-type: none">○飼い主の終生飼養の意識向上が必要○動物取扱業者の販売・展示方法に関する啓発強化が必要○動物取扱責任者研修の細分化が必要○特定動物による事故の発生防止のため、定期的な啓発指導が必要○犬の咬傷事故を減らすため、飼い主の散歩マナーの向上を図る啓発指導の強化が必要○犬の登録や狂犬病予防注射に関する啓発指導の強化が必要○犬の適正飼育に関する飼い主への啓発指導の強化が必要 |
| <h3>3 体制整備</h3> <ul style="list-style-type: none">○各施策の推進強化が行政のみでは困難○動物愛護推進員やボランティアの活動内容が限られている○負傷猫や子猫の収容中死亡が多い○子猫譲渡の6割は保護ボランティアへ譲渡○成猫の収容日数が年々長期化している○譲渡動物の不妊手術は試行段階にとどまっている○多数の犬猫が放棄された場合、行政での全頭収容は困難○エサやりによる飼い主のいない猫の住み着き、糞尿による不衛生や庭・畠荒らしに関する苦情相談が多い○災害対応について、市民に十分に知られていない | <ul style="list-style-type: none">○業者、獣医師会や教育機関等と連携が必要○動物愛護推進員やボランティアによる活動の場の拡大が必要○負傷治療や感染症対策等の体制整備が必要○子猫保護ボランティアの負担軽減や活動支援が必要○収容動物の心身をケアする体制が必要○不妊手術やマイクロチップの装着を推進する体制が必要○多数の犬猫の放棄に備え、関係団体と協力した対応体制の整備が必要○飼い主のいない猫に対する対応を整理し、不妊手術などを推進する体制が必要○災害時における動物取扱等に関する周知、訓練等対応方法を学ぶ機会の提供が必要 |

第4章 基本的な考え方

札幌市動物愛護管理基本構想に則した計画として、同様に以下の目標を掲げる。新たに設定する具体的な数値目標の達成に向けた施策を実施する。

目標

人と動物が共生する社会の実現
～人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ～

数値目標

| 分野 | 項目 | 目標値 | H28実績 |
|-------|------------------------|------|-------|
| 動物の愛護 | 動物愛護の精神が広まっていると思う市民の割合 | 50% | 20% |
| | 犬引取り数（2023年度目標） | 190頭 | 211頭 |
| | 猫引取り数（2023年度目標） | 660匹 | 1151匹 |
| 動物の管理 | 犬の咬傷事故 | 25件 | 69件 |
| | 犬の不衛生苦情 | 30件 | 58件 |
| | 犬の放飼い苦情 | 30件 | 52件 |
| 体制整備 | 猫の不衛生、庭・畠荒らし苦情 | 100件 | 152件 |
| | 犬殺処分数 | 0頭 | 0頭 |
| | 収容猫死亡数 | 60匹 | 122匹 |

施策の体系

基本施策

取組

1

動物愛護精神の普及啓発

1-1市民全体を対象とした普及活動

1-2子どもの動物愛護教育

2

動物の適正管理・福祉向上

2-1家庭動物の適正管理

2-2取扱業者における動物の適正管理

3

動物愛護管理に関わる 推進体制の整備

3-1普及啓発や教育の体制

3-2収容動物の管理や譲渡の体制

3-3飼い主のいない猫への対応体制

3-4災害時における対応体制

第5章 具体的取組（○：継続、■：強化、◎：新規）

| | |
|---|--|
| <p>1－1 市民全体を対象とした普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 動物愛護講習会 ○ 動物愛護パネル展 ○ 人とペットの暮らしひろば （動物愛護週間行事） ○ 小動物慰靈の日 ○ その他動物愛護イベント ■ 遺棄虐待案件への対応方法周知 | <p>1－2 子どもの動物愛護教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ どうぶつあいご教室（幼児向け） ○ 命の教室（小中学生向け） ○ 来所型どうぶつあいご教室 ○ どうぶつふれあい講座 ○ どうぶつお世話体験・お仕事体験実習 |
| <p>2－1 家庭動物の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 愛犬といっしょの公園散歩講座 ○ 苦情相談・事故の対応や啓発指導 ■ 狂犬病予防に関わる啓発指導 | <p>2－2 取扱業者における動物の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 適正な販売方法・展示方法の啓発 ■ 動物取扱業者の定期的な立入検査 ■ 業種別の動物取扱責任者研修会 ○ 動物取扱責任者初任者研修会 |
| <p>3－1 普及啓発や教育の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 動物愛護推進員に対する研修会 ■ 普及啓発の体制整備（連携強化） ■ 動物愛護教育の体制整備（連携強化） ○ 獣医学大学等の学生実習や 職場体験活動の推進 | <p>3－2 収容動物の管理や譲渡の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 譲渡事業に関する広報活動 ■ 保護ボランティアの活動支援 ■ 負傷動物の治療体制の整備 ○ 収容動物のケア体制の整備 ■ 多頭飼育崩壊の予防・対応体制の整備 ■ 動物愛護推進員や ボランティアによる活動拡大 ○ 譲渡動物の不妊手術や マイクロチップ装着推進 |
| <p>3－3 飼い主のいない猫への対応体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飼い主のいない猫への 対応ガイドラインの策定と周知 ○ 飼い主のいない猫に対する対応体制の整備 | <p>3－4 災害時における対応体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時における動物取扱等の周知 ○ 災害時を想定した訓練 |

※なお、各項目の色の濃淡は、淡：計画策定後すみやかに実施する取組、濃：中長期的に推進する取組

第6章 動物管理センター（施設）のあり方

1-1 既存施設の概要

- 八軒本所 建築床面積 713m²
・場所：西区八軒9条東5丁目1-31
・開設：昭和46年（昭和60年庁舎改築）
・所掌業務：事務管理、犬の捕獲、動物の飼育に関する苦情対応など



- 福移支所 建築床面積 483m²
・場所：北区篠路町福移156番地
・開設：平成13年
・所掌業務：動物の収容・管理・譲渡・殺処分、ペットの火葬など



1-2 （仮称）動物愛護センターとしての機能強化の必要性

動物愛護管理基本構想の策定（平成27年5月）

市民・市議会からの要望（平成28年2月 全会一致で陳情が採択）

札幌市動物愛護管理推進協議会からの意見（平成29年2月答申）

（仮称）動物愛護センターとして新たな位置付けと機能強化が必要

1-3 現在の動物管理センター（施設）が抱える課題

| 施策 | 課題 |
|---------------------|--|
| 子どもに対する動物愛護の普及啓発・教育 | <ul style="list-style-type: none">・動物愛護精神の涵養のため、動物のふれあい体験などを行う活動スペースを確保し、十分な普及啓発の実施が必要・子どもへの動物愛護教育として「命の教育」やペットの適正飼育に係る教育などを進めることが必要 |
| 家庭動物の適正管理の指導・相談 | <ul style="list-style-type: none">・飼い主に対する適正飼養指導のため、動物のしつけ・訓練体験等を行うスペース、譲渡相性確認、個別相談を行うスペースを確保し、十分な相談対応などを行うことが必要 |
| 収容動物の健康安全・福祉向上 | <ul style="list-style-type: none">・収容動物の健康状態を良好に保つことで積極的に譲渡につなげるため、検疫や隔離を行う設備を確保し、感染症対策等を進めることが必要・収容期間の長期化による収容動物のストレス緩和のため、適度な運動を行えるスペースを確保することが必要 |
| 殺処分ゼロの推進 | <ul style="list-style-type: none">・収容頭数の増加や収容期間の長期化に対応することが必要・収容動物を人に馴化させるスペースを確保し、すみやかな譲渡につなげることが必要 |

第6章 動物管理センター（施設）のあり方

1－4 新たな（仮称）動物愛護センターの位置付け

- （1）動物愛護教育の中心となる施設
- （2）適正飼育に関する普及啓発の拠点となる施設
- （3）動物関係団体等との連携による活動を推進する施設
- （4）市民が集い、共に学習・交流することを推進する施設
- （5）保護収容動物の適正な管理と譲渡を推進する施設
- （6）災害時の動物への対応を推進する施設

2 （仮称）動物愛護センター（施設）の必要な機能

- 動物管理センターの機能の集約と利便性の向上
→ハ軒本所と福移支所の2つに分散している事務管理部門と動物保護管理部門を集約化
- 動物愛護部門の創設
→市民の学習・交流、ふれあい体験、個別相談・個別指導のための機能
- 動物保護管理部門の充実
→動物の個別収容、収容犬の運動・訓練、収容動物の負傷・感染症への対応のための機能

3 （仮称）動物愛護センターの整備に向けて

3－1 動物愛護施策推進上の必要な視点

- 立地条件上の視点
 - 周辺環境への配慮（動物の鳴き声や臭いなど）
 - 市民の利用への配慮（交通アクセスなど）
 - 機動性の確保（市全域における現場対応）
- 施策展開上の視点
 - 関係機関との連携（獣医師会や獣医系大学など）
 - 環境負荷低減への配慮

3－2 今後の流れ

必要な各種の調査等を実施し、ハ軒本所の施設の活用を含め、施設規模、設置場所について諸条件を整理するほか、効率的な施設の維持・管理、運営など、総合的に検討していきます。

第7章 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、行政、市民、飼い主、動物取扱業者、動物関係団体、研究・教育機関等の関係者がそれぞれの責務や役割を十分理解する必要があります。

なお、今後、本計画期間において動物愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各施策が計画的にかつ効果的・効率的に行われているかについて毎年度検証・評価し、必要に応じて札幌市動物愛護管理推進協議会から意見を求め、本計画の見直しを行います。